

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成21年9月17日(2009.9.17)

【公表番号】特表2005-534037(P2005-534037A)

【公表日】平成17年11月10日(2005.11.10)

【年通号数】公開・登録公報2005-044

【出願番号】特願2004-528334(P2004-528334)

【国際特許分類】

G 21 F 1/08 (2006.01)

【F I】

G 21 F 1/08

【誤訳訂正書】

【提出日】平成21年6月24日(2009.6.24)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

X線管の60kVから125kVの電圧のエネルギー範囲の放射線から保護するための鉛代替材であって、

前記鉛代替材はSn、Biを含み、任意にWを含むか、または、これらの金属の化合物を含むことと、

前記鉛代替材の組成は公称鉛当量の関数であることを特徴とする鉛代替材。

【請求項2】

0.15mm未満の公称鉛当量については、

10重量%から20重量%のマトリックス材と、

50重量%から75重量%のSnまたはSn化合物と、

20重量%から35重量%のBiまたはBi化合物とを含み、

0.15mmから0.60mmまでの公称鉛当量については、

10重量%から20重量%のマトリックス材と、

40重量%から60重量%のSnまたはSn化合物と、

15重量%から30重量%のBiまたはBi化合物と、

0重量%から30重量%のWまたはW化合物とを含むことを特徴とする請求項1に記載の鉛代替材。

【請求項3】

0.15mm未満の公称鉛当量については、

10重量%から20重量%のマトリックス材と、

52重量%から70重量%のSnまたはSn化合物と、

21重量%から32重量%のBiまたはBi化合物とを含み、

0.15mmから0.60mmまでの公称鉛当量については、

10重量%から20重量%のマトリックス材と、

42重量%から57重量%のSnまたはSn化合物と、

15重量%から30重量%のBiまたはBi化合物と、

5重量%から27重量%のWまたはW化合物とを含むことを特徴とする請求項2に記載の鉛代替材。

【請求項4】

異なる組成の層で構成された構造を備えることを特徴とする請求項 1 乃至 3 のいずれかに記載の鉛代替材。

【請求項 5】

異なる組成の少なくとも 2 つの層であって、分離しているか接続している少なくとも 2 つの層で構成された構造を備え、

本体から遠い層は主に Sn を含んでなり、本体に近い層（または複数の層）は主に Bi および任意に W を含んでなることを特徴とする請求項 4 に記載の鉛代替材。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0014

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0014】

本発明の目的は、X線管の 60 kV から 125 kV の電圧のエネルギー範囲に亘るスクリーニング性質に関して、鉛の代替となる放射線保護材を提供することである。すなわち、より広いエネルギー範囲に亘り、また、公称鉛当量のより広い厚さの範囲に亘って、同時に、できる限り重量を低減することである。この場合、鉛より環境に優しい材料だけを使用することが目的である。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0015

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0015】

本発明の目的は、X線管の 60 kV から 125 kV のエネルギー範囲で、放射線保護を目的とした鉛代替材によって達成できる。これは、鉛代替材が Sn、Bi を含み任意に W を含むか、または、これらの金属の化合物を含み、鉛代替材の組成は、公称鉛当量の関数であることを特徴とする。

【誤訳訂正 4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0018

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0018】

最適な結果を得るための鉛代替材の組成は、保護材の厚さの関数として変わることは基本的に新しく驚くべき発見である。用途の範囲がより広い、鉛を含まないスクリーニング材は、ビスマスを含み、任意にタンクステンを含むスズの組み合わせによって達成でき、これは、それぞれの公称鉛当量に一致する。

【誤訳訂正 5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0019

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0019】

本発明の好ましい実施形態では、鉛代替材は、0.15 mm 未満の公称鉛当量について、10 重量% から 20 重量% のマトリックス材、50 重量% から 75 重量% の Sn または Sn 化合物、20 重量% から 35 重量% の Bi または Bi 化合物を有し、0.15 mm から 0.60 mm の公称鉛当量について、10 重量% から 20 重量% のマトリックス材、40 重量% から 60 重量% の Sn または Sn 化合物、15 重量% から 30 重量% の Bi または Bi 化合物、0 重量% から 30 重量% の W または W 化合物を有するという特徴がある。

【誤訳訂正 6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0020

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0020】

本発明の特に好ましい実施形態では、鉛代替材は、0.15mm未満の公称鉛当量について、52重量%から70重量%のSnまたはSn化合物、21重量%から32重量%のBiまたはBi化合物を有し、0.15mmから0.60mmの公称鉛当量について、42重量%から57重量%のSnまたはSn化合物、15重量%から30重量%のBiまたはBi化合物、5重量%から27重量%のWまたはW化合物を有するという特徴がある。

【誤訳訂正 7】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0030

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0030】

したがって、本発明の新規な材料で作成された公称鉛当量0.25mmの放射線保護シールドは、保護材として鉛を伴う従来のシールドよりも約21%軽い。